

## 第4種委員会規則

### (目的)

第1条 この規則は、一般社団法人青森県サッカー協会（以下、「本協会」という。）基本規程（以下、「基本規程」という。）第34条の規定に基づき、基本規程第28条第1項第9号に規定する第4種委員会（以下、「委員会」という。）の所管事項を定める。

### (事務局)

第2条 委員会の事務局は、委員長指定の場所に置く。

### (業務)

第3条 委員会は、基本規程第33条第1項第9号に規定する業務を推進する。

2 委員会において決定した重要事項は、理事会に報告し、その承認を得なければならぬ。

### (事業)

第4条 委員会は、前条の業務を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 4種年代の大会の主管・運営
- (2) 4種年代のサッカー技術の研究及び指導
- (3) 4種年代の青森県内のレベルアップのための事業及びトレーニングセンターの主管・運営
- (4) 技術委員会、審判委員会との連携を図り、資質の向上に努めること
- (5) その他、委員会の目的達成に必要なこと

### (組織)

第5条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 各地区責任者（青森、西北五、弘前、上北・下北、十和田・三戸、八戸）
- (2) 県4種技術部責任者
- (3) 県4種審判部責任者
- (4) 委員会の承認を受けた者

2 委員長及び委員は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

3 委員長又は委員の解任は、基本規程第31条の規定による。

### (役員)

第6条 委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名以内

2 役員は、委員の互選により選出する。

3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。欠員により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。役員はその任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行ふ。

### (役員の職務)

第7条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 委員会を代表して会議へ出席した場合は、報告書を提出する。

(会議)

第8条 委員会の開催は年1回以上とし、下記事項を審議する。

(1) 事業計画、収支予算、事業報告及び決算に関すること

(2) 規則の改廃及び変更に関すること

(3) 役員の任免に関すること

(4) その他、委員会の運営に関して必要と認めること

2 会議の定足数は委任状も含め2分の1以上の出席とし、決議は委任状も含め出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。

3 委員会の招集は、基本規程第32条の規定により行い、委員長が会議の議長となる。

4 会議の議事録を作成し、本協会事務局へ提出する。

(各種委員会等)

第9条 委員会の事業遂行のため、委員会の決議に基づき次の部会を置く。

(1) 総務部会

(2) 技術部会

(3) 審判部会

(経費)

第10条 委員会の経費は、次のとおりとする。

(1) 本協会の一般会計

(2) その他の収入

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の決議を経て、委員長が別に定める。

(改正)

第12条 この規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

附則

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規則の改正は、平成31年3月22日から施行する。(1条、3条、5条、6条、8条、9条)

3 この規則の改正は、令和元年6月9日から施行する。(5条、6条)

4 この規則の改正は、令和2年6月6日から施行する。(5条)

5 この規則の改正は、令和4年3月19日から施行する。(1条、3条、5条、8条、10条、12条)